

Sonoda & Kobayashi Intellectual Property Law IP News Bulletin

日本語版 2025年11月号

[日本語版ニュースレターバックナンバー](#)
[英語版Newsletterバックナンバー](#)

<このニュースレターは、名刺を頂いた方あるいは当所のデータベースにメールアドレスが登録されている方にお送りしています>

トピックスー

1. 園田・小林からのお知らせ
 - ・日本CMO協会に入会しました
2. 日本国特許庁に関するニュース
3. Meet Our Members!
 - ・国際業務部 課長 ヨルン ファン・ダー・ドンク
4. まいちゃん先生の弁理士一直線 (第2回)

1. 園田・小林からのお知らせ

日本CMO協会に入会しました

弊所は、2025年10月より、[日本CMO協会](#)（日本医薬品製造受託機関協会）に入会いたしました。

今後も国内の医薬品製造受託機関業界の更なる成長発展や問題解決に貢献していく所存です。

2. 日本国特許庁に関するニュース

2-1. 情報提供の手引き【特許編】が改訂されました

特許庁が発行する「情報提供の手引き【特許編】」について、内容を明確化する改訂が行われました。

<改訂の概要>

- ・情報提供をすることができない拒絶理由の明確化
- ・刊行物等提出書の記載例において、【提出する刊行物等】【提出の理由】欄に直接記載してもよいことを明確化
- ・インターネット等に掲載された情報を提出する際の留意点を追記
- ・出願ソフトを利用して情報提供の際の、ファイル添付に関する注意点を追記

●詳細は、特許庁ウェブサイト：[情報提供制度 | 経済産業省 特許庁](#)をご参照ください。

※弊所では各種調査から情報提供まで一気通貫でサポートが可能でございます。お客さまのニーズに沿った対応をさせていただきますので、お気軽にご相談くださいませ。

●お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

2-2. 商標早期審査・早期審理の概要が更新されました

商標早期審査・早期審理制度は、早期権利化を求めるニーズに応える重要な制度であり、利用者の増加に伴い特許庁への問い合わせも増加しています。これを受けて、「商標早期審査・早期審理ガイドライン」の改訂概要が紹介されました。

●詳細は、特許庁ウェブサイトにてご確認ください。

[商標早期審査・早期審理の概要 | 経済産業省 特許庁](#)

[商標早期審査・早期審理ガイドラインの改訂について | 経済産業省 特許庁](#)

※弊所は、商標登録出願の代理も行っております。是非ご相談ください。

●お問い合わせ先：DCS@patents.jp 又は <https://www.patents.jp/ja/contact/>

2-3. 「オンライン送付制度の見直しについて」が更新されました

令和8年4月1日から、特許庁のオンライン送付制度が変更されます。改正特例法により、申請人がインターネット出願ソフトで特定通知等を受取可能となった日の翌日から10日間受け取らなかった場合、その通知は申請人に到達したとみなされます（「経過到達」）。この時点で送付日が確定し、通知を起算点とする期間が開始されます。経過到達となった通知は書面で郵送されません。

※特に、特許庁とのやり取りを自社で行われている場合には、今後ご注意ください。



●詳細は、特許庁ウェブサイトにてご確認ください。

[オンライン送付制度の見直しについて（令和8年4月1日運用開始） | 経済産業省 特許庁](#)

●対象書類：以下リストで、経過到達対象欄が「○」のものが対象です。

[hassoh_list.pdf](#)

3. Meet Our Members!

ー本号では国際業務部の [ヨルン ファン・ダー・ドンク](#)をご紹介しますー



ヨルン ファン・ダー・ドンク

国際業務部 課長

ブリュッセルで4年半勤務。最初の数年間はヨーロッパでの事業展開を視野に入れている日本企業をサポートする組織に在籍し、企業間のパートナーシップの構築の支援や、日本のビジネス文化に関するセミナーの企画及び開催に従事。

その後、EUの機関に対して欧州の公的金融機関の利益を代表する組織に移り、EUの金融規制の動向を追跡し、主要な意思決定者と接触した経験を持つ。2020年5月より現職。

Q1: 弊所に入所する前は、どのようなお仕事をされていましたか？

弊所に入所する前は、ブリュッセルで欧州関連業務に携わっていました。国際的な環境で働くことがとても楽しく、複雑な規制について学ぶことにも興味を持っていたので、現在、日本やその他の国々の特許法に日々関わるができる弊所に入社できて、とても嬉しく思っています。また、世界中から集まった同僚と東京で一緒に働く機会にも恵まれていると感じます。

Q2: 園田・小林で働いていかがでしょうか？

周りの同僚はとても親しみやすく、協力的な人が多いと感じています。私が所属する国際業務部では、弁理士や技術者と協働でプレゼンテーションを作成したり、事務部門と連携してお客さまからのご依頼に対応したりする機会が多くありますが、より良い成果物の作成や課題解決に向け、オープンかつ前向きでいてくれることにいつも感謝しています。

Q3: お客さまへのサービス提供において、どのような点を重視していますか？

私は、特許ポートフォリオの分析に特に関心を持って取り組んでいます。数値に基づくデータ分析を通じて、お客さまが注力している技術分野や、特許出願における戦略をより深く理解することができると考えます。こうした理解によって、お客さまのニーズを的確に把握することができ、弊所として、より付加価値の高いサービスを提供することに繋がると考えています。

4. まいちゃん先生の弁理士一直線

このコーナーでは、弁理士試験の勉強をされている方の参考になる情報をご紹介します。

二回目の今回は、短答過去問の勉強方法（前編）です。



短答過去問については、「過去問を勉強するだけで短答試験は受かる」という人もいますが、弁理士試験ではかなり重要な要素になります！

短答過去問の勉強の仕方について、一般に推奨されていることを少し整理すると、
①過去10年分を繰り返し（少なくとも3周）解く
②枝単位で解けるようにする
③間違えた・回答に迷う等の問題は、ピックアップして回答や関連情報を一元管理する
④正答率50%以上の問題は必ず解けるようにする

等が挙げられます。経験的にはどれも役立つ考え方だと思うので、私の経験も踏まえて少し掘り下げてみたいと思います。

まず、基本は、①10年分を繰り返し（少なくとも3周）解く、になると思います。

これは、どんな試験勉強でも王道ですね。でも実際やるのは難しく、1周目で挫折しがち。。。それは過去問集を問題集だと思って1周目から解こうとするからではないでしょうか。。。私も最初はそうでした。。

確かに過去問集は問題集なのですが、1周目からスラスラと解ける必要はないのです。初めて過去問集をやる人（特に初学者）にとっては、1周目は問題集ではなく、参考書として読むくらいでもいいのではないのでしょうか。裏にこうやって解くよ、という解説が付いているので、1周目はそちらの理解を優先し、とにかく過去10年分の問題と、解説にしっかり目を通す。

次に、2周目。1周目をしっかりやっていたら、一応全ての問題は初見ではないので、恐らくここからは解ける問題もあるはず。枝単位での理解を確認し、②枝単位で解けるようにしていきます。その際、○×の判断がはっきりつく（解説と自分の理解にずれがない）枝にはしるをつけて、次回以降飛ばしていい枝とする。③間違った枝や迷う枝は、解説をよく読み、回答の根拠となる関連条文や審査基準、青本等の情報を確認し（出所に当たら）、覚えておきたい情報を一元管理する（※詳細は下記参照）そして、空いている時間に、一元管理した情報に目を通す、という感じで、一歩ずつ積み重ねて勉強していくのが良いと思います。

次に、3周目。次回飛ばしてもいいと思った枝にも、サラリと目を通し、間違いなければ、次回以降飛ばしていい枝として確定し、間違ったり、迷ったりしたときは、再度確認する枝に戻しましょう。他は、2周目と基本的には同じで、枝単位で理解を確認して、飛ばしていい枝の抽出と、情報の一元管理を進めていきます。

おそらく、ここまできちんとやってくたら、④正答率50%以上の問題は必ず解けるようにする、はクリアできると思います。弁理士試験は相対試験なので、みんなが解ける問題は自分も解ける、ということがとにかく大事！ココを押さえないと短答クリアは難しいと思います。

以降、4周目も、基本は同じで、飛ばしていいことが確定していない枝を、コツコツ潰していきます。

おそらく一番時間がかかるのが、1～2周目のところ。でも、ここを頑張れば3周目には自力で解く力が付いていて、過去問を解くのも楽しくなってくるはずです！

予備校に通っている人たちは、年明けには短答答練も始まると思うので、そこで楽しく問題が解けるように、年内に1周目完了を目指しましょう！まずは四法の過去問だけでもいいと思いますよ！

今回は以上です。次回は、上記①～④が有効な理由と、私が受験時代に実践していた、3周目以降の過去問集の解き方をご紹介します。次回もお楽しみに。

※一元管理：試験の勉強に使う資料（条文、青本、審査基準、参考書、予備校資料、過去問等）は種類が多いため、日ごろの隙間時間の復習や、本試直前の見直しのためには膨大過ぎるので、「この一冊（分冊でもOK）を見直せばいい！」と思えるものにまとめることが有効です。これが一元管理。過去問集は、自分が本当はわかっていないところをあぶり出し、対策（一元管理）するのに有効です。一元管理の方法は人それぞれですが、例えば四法対照条文集に注意点やポイント、青本等の関連情報を書き込む、メモを貼る等する人もいますし、気に入った参考書にまとめたり、復習ノートのようなものを作ったりする人もいますよ。

弁理士 [園根真衣](#)

園田・小林弁理士法人ご紹介

園田・小林弁理士法人は、国際化が急速に進展する産業界において、最も信頼されるリーガルサービスを提供することを目標に園田吉隆弁理士と小林義教弁理士によって1998年に設立されました。弊所は13の国籍、10の使用言語を有する多国籍の約120名の所員からなる極めて国際的な専門家集団です。依頼者との意思疎通を重視し、事務所内外に対するオープンな雰囲気は創業以来の伝統です。

国内外における専門性と信頼度の高い知財サービスを提供する、真に頼りになる特許事務所を目指し、日々研鑽を重ねてまいります。

●東京（TOKYO）

園田・小林弁理士法人

東京都新宿区西新宿2-1-1

新宿三井ビルディング34階

代表 mailbox@patents.jp

カスタマーサポートチーム DCS@patents.jp

●中国 北京（BEIJING）

北京代表処 (Beijing Office)

Beijing Fortune Bldg., Suite 804-805

5 Dong San Huan Bei Lu Chaoyang District

Beijing 100027, China